



地区計画の詳細に関するHPはこちら

# 公園坂通り周辺地区 まちづくり通信

令和6年3月5日 発行 第12号

発行：我孫子市役所 都市部 都市計画課 都市計画係

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 電話：04-7185-1111(内541) FAX：04-7185-4329

## 公園坂通り周辺地区地区計画の決定について

公園坂通り沿道の住民・地権者の皆様から「まちづくり懇談会」やアンケート調査等を通してご意見をいただきながら検討を進めてきた【公園坂通り周辺地区地区計画】について、令和6年3月5日に決定告示を行いました。皆様のご協力により、地区計画の策定に至ることができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

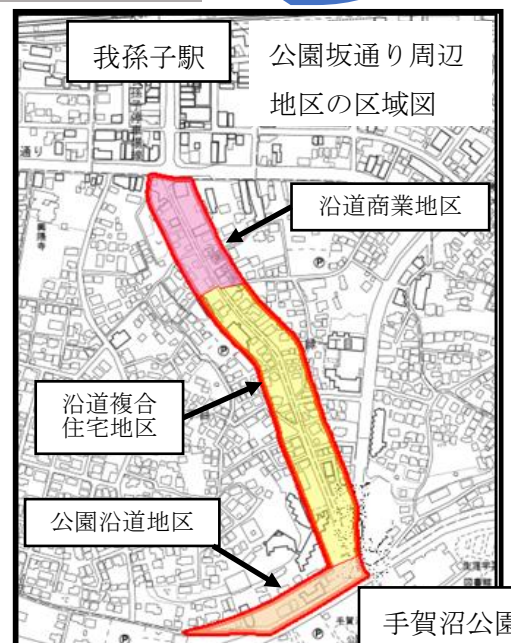
良好なまちなみの形成に向け、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

## 地区計画の届出が必要な行為について

① 建築物の新築や増築、改築、移転		② 屋外広告物の新設や表示内容の変更
必要		必要
③ かき・柵などの外構工事		④ 建築物、かき・柵、屋外広告物の取り壊し
必要		不要

地区計画の区域内（右の図参照）で上記の①から③までの行為を行う場合は、**行為着手の30日前**までに、市（都市計画課）に**地区計画の届出が必要**です。市は届出を受理後、内容を審査し、届出者に受理書を交付します。

地区計画の詳細につきましては、市のホームページに掲載されている「地区計画計画書」や「地区計画計画図」、「公園坂通り周辺地区地区計画運用基準」をご覧ください。



公園坂通り周辺地区  
「計画書」「計画図」⇒  
「運用基準」



## ◇ 公園坂通り周辺地区地区計画の制限の概要 ◇

### 1 建築物等の用途の制限について

建築基準法による制限に上乗せして、地区計画により建築できる建物の用途が制限されます。

×：地区計画により建築不可、○：建築可能（地区計画で制限しない）、－：建築基準法で建築不可

建物の用途	沿道商業地区	沿道複合住宅地区	公園沿道地区
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	×	－	×
カラオケボックスその他これに類するもの	×	－	○
自動車教習所	×	×	×
倉庫業を営む倉庫	×	－	－
畜舎	×	×	×
葬儀場	×	×	×
工場	×	×	×
自動車に直接燃料を供給するための施設（ガソリンスタンド）	×	×	○
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる営業に供する施設（風俗営業店舗など）	×	－	－

### 2 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について

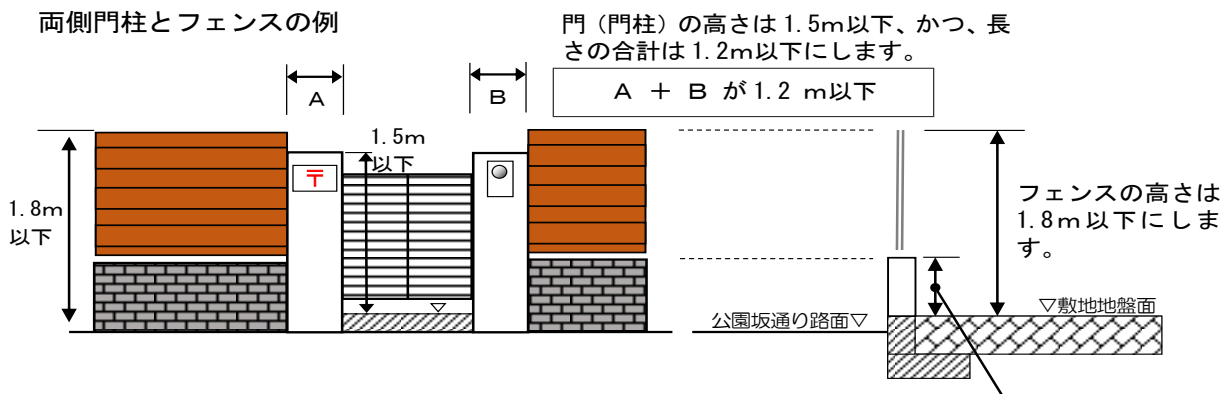
次に掲げる屋外広告物は設置できません。

- (1) 自己の用に供するもの以外の広告物（自社以外の宣伝をする貸看板等）
- (2) 屋上広告物
- (3) 電飾により点滅する広告物、可変表示式広告物（LED 電光掲示板等）

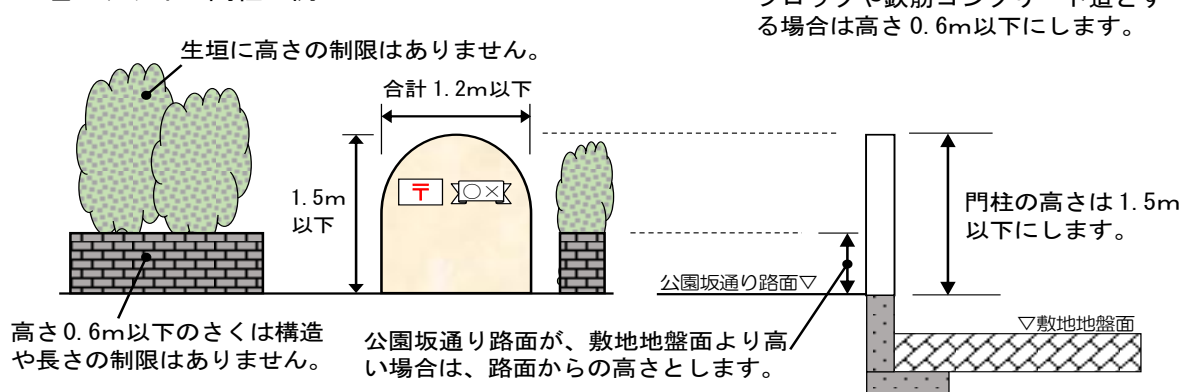
### 3 かき又はさくの構造の制限について

公園坂通りに面して設置するフェンスや門柱等については、高さや長さが制限されます。

両側門柱とフェンスの例



生垣とデザイン門柱の例



フェンスの基礎部分をコンクリートブロックや鉄筋コンクリート造とする場合は高さ0.6m以下にします。